第１号議案資料

京　都　府

第１号議案　京都府資源管理方針の変更について（諮問）

【理　由】

京都府知事から諮問がありましたので、答申に向けて御審議をお願いします。

【添付資料】

資料１－１　京都府資源管理方針の変更について（諮問）
及び別添資料

資料１－２　くろまぐろ資源管理方針案（新旧対照表）

7漁調委 第10号
-7.3.14
京都海区漁業調整委員会

資料1－1

7水第100号
令和7年3月12日

京都海区漁業調整委員会
会長　葭矢　護　様

京都府知事　西脇 隆俊

京都府知事印

京都府資源管理方針の変更について（諮問）

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第1項の規定により定めた京都府資源管理方針を、同条第9項の規定により下記のとおり変更することについて、同条第10項で準用される同条第4項の規定により諮問します。

記

1　京都府資源管理方針に別紙15（ぶり）を別添のとおり追加
2　京都府資源管理方針　別紙1（くろまぐろ（小型魚））及び別紙2（くろまぐろ（大型魚））の内容変更

担当	水産課漁政企画係　難波
TEL	075-414-4992

（別紙 15）

第１　特定水産資源

ぶり

第２　知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

１　京都府ぶり漁業

⑴　当該知事管理区分を構成する事項

①　水域

②の対象とする漁業が、ぶりの採捕を行う水域

②　対象とする漁業

京都府に住所または主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が、ぶりを採捕する漁業

③　漁獲可能期間

周年

⑵　漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

第３　漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を京都府ぶり漁業区分に配分する。

第４　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし

第５　その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和２年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第１の２（５）に定めるステップアップ管理を行う。

(別紙1)

第1　特定水産資源

くろまぐろ(小型魚)

第2　知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1　京都府定置漁業

(1)　当該知事管理区分を構成する事項

ア　水域

中西部太平洋条約海域(大中型まき網漁業(漁業の許可及び取締り等に関する 省令(昭和38年農林省令第5号。以下「許可省令」という。)第1条第1項第1 号に掲げる海域をいう。以下同じ。)

イ　対象とする漁業

定置漁業(漁業法第60条第3項に規定する定置漁業及び同法第60条第5項第2号に規定する第二種共同漁業であって漁具を定置して営む漁業。以下同じ。)

ウ　漁獲可能期間

周年

(2)　漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア　当該管理年度中(イの場合を除く。)

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日

イ　知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

2　京都府漁船漁業等　(石川県禄剛崎灯台以西)

(1)　当該知事管理区分を構成する事項

ア　水域

中西部太平洋条約海域のうち日本海

イ　対象とする漁業

漁船漁業等(定置漁業以外の漁業であり、京都府に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地のある者がくろまぐろ(小型魚)を採捕する漁業をいう。以下同じ。)(石川県禄剛崎灯台から正北に引いた直線(東経137度19分35秒)以西で操業するものに限る。)

ウ　漁獲可能期間

周年

(2)　漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア　当該管理年度中(イの場合を除く。)

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日

イ　知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

3 京都府漁船漁業等 （石川県禄剛崎灯台以東）

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域のうち日本海

イ 対象とする漁業

漁船漁業等（石川県禄剛崎灯台から正北に引いた直線（東経 137 度 19 分 35 秒）以東で操業するものに限る。）

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イの場合を除く。）

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の 10 日

イ 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本府に当初配分された漁獲可能量から府の留保を除いた数量を、それぞれの知事管理区分における令和３管理年度から令和５管理年度において府内の漁獲実績が最大となる年の各知事管理区分の漁獲実績の比率を用いて比率配分することを基礎とする。なお、関係者との協議の上、異なる知事管理区分の間で数量調整を行うことができることとする。

府の留保は、年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊の可能性等を勘案して定めることとする。

管理年度の途中において、国の留保からの漁獲可能量の再配分、大臣管理区分若しくは他の都道府県との間の漁獲可能量の融通等が実施されることに伴い漁獲可能量が変更となる場合、関係者との協議の上配分する。留保枠については、知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況等に応じて知事が留保を解除する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし

第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について

法第 31 条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙2)

第1 特定水産資源

くろまぐろ(大型魚)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 京都府定置漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域

イ 対象とする漁業

定置漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中(イの場合を除く。)

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の 10 日

イ 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

2 京都府漁船漁業等 (石川県禄剛崎灯台以西)

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域で日本海

イ 対象とする漁業

漁船漁業等(定置漁業以外の漁業であり、京都府に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地のある者がくろまぐろ(大型魚)を採捕する漁業をいう。以下同じ。)(石川県禄剛崎灯台から正北に引いた直線(東経 137 度 19 分 35 秒)以西で操業する者に限る。)

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中(イの場合を除く。)

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の 10 日

イ 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

3 京都府漁船漁業等 (石川県禄剛崎灯台以東)

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域のうち日本海

イ 対象とする漁業

漁船漁業等（石川県禄剛崎灯台から正北に引いた直線（東経 137 度 19 分 35 秒）以東で操業するものに限る。）

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イの場合を除く。）

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の 10 日

イ 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本府に当初配分された漁獲可能量から府の留保を除いた数量を、それぞれの知事管理区分における令和３管理年度から令和５管理年度において府内の漁獲実績が最大となる年の各知事管理区分の漁獲実績の比率を用いて比率配分することを基礎とする。なお、関係者との協議の上、異なる知事管理区分の間で数量調整を行うことができることとする。

府の留保は、年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊の可能性等を勘案して定めることとする。

管理年度の途中において、国の留保からの漁獲可能量の再配分、大臣管理区分若しくは他の都道府県との間の漁獲可能量の融通等が実施されることに伴い漁獲可能量が変更となる場合、関係者との協議の上配分する。留保枠については、知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況等に応じて知事が留保を解除する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし

第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について

法第 31 条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

資料１－２

京都府資源管理方針別紙1及び別紙2新旧対照表

現行	変更案	摘要
（別紙１） 第１　特定水産資源 　　くろまぐろ（小型魚） 第２　知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 　１　京都府定置漁業 　　（略） 　２　京都府漁船漁業等　（府内産地市場（卸売市場法（昭和46年法律第35号）第13条に基づき京都府知事の認定を受けた市場のことをいう。以下同じ。）へ出荷するもの） 　　(1)　当該知事管理区分を構成する事項 　　ア　水域 　　中西部太平洋条約海域のうち日本海 　　イ　対象とする漁業 漁船漁業等（定置漁業以外の漁業であり、京都府に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地のある者がくろまぐろ（小型魚）を採捕する漁業をいう。以下同じ。）（府内産地市場へ出荷するものに限る。　　） 　　ウ　漁獲可能期間 　　周年	（別紙１） 第１　特定水産資源 　　くろまぐろ（小型魚） 第２　知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 　１　京都府定置漁業 　　（略） 　２　京都府漁船漁業等　（石川県禄剛崎灯台以西　　） 　　(1)　当該知事管理区分を構成する事項 　　ア　水域 　　中西部太平洋条約海域のうち日本海 　　イ　対象とする漁業 漁船漁業等（定置漁業以外の漁業であり、京都府に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地のある者がくろまぐろ（小型魚）を採捕する漁業をいう。以下同じ。）（石川県禄剛崎灯台から正北に引いた直線（東経137度19分35秒）以西で操業するものに限る。） 　　ウ　漁獲可能期間 　　周年	令和6管理年度における知事管理区分の暫定措置（知事管理区分を、出荷市場により区別する）を見直し、石川県禄剛崎灯台を基点とした区分けとし、操業海域による区分に変更する。 また、令和7管理年度からの漁獲可能量の増を受け、配分の基準を見直す。

⑵　漁獲量の管理の手法等 （略） ３　京都府漁船漁業等　（その他　　） ⑴　当該知事管理区分を構成する事項 ア　水域 中西部太平洋条約海域のうち日本海 イ　対象とする漁業 漁船漁業等（府内産地市場へ出荷するものを除く。　　） ウ　漁獲可能期間 周年 ⑵　漁獲量の管理の手法等 （略） ※ただし、上記２及び３の知事管理区分については、令和６管理年度において適用することとし、令和７管理年度以降の設定については、同管理年度開始前に改めて検討することとする。	⑵　漁獲量の管理の手法等 （略） ３　京都府漁船漁業等　（石川県禄剛崎灯台以東） ⑴　当該知事管理区分を構成する事項 ア　水域 中西部太平洋条約海域のうち日本海 イ　対象とする漁業 漁船漁業等（石川県禄剛崎灯台から正北に引いた直線（東経137度19分35秒）以東で操業するものに限る。） ウ　漁獲可能期間 周年 ⑵　漁獲量の管理の手法等 （略） （削除）	
第３　漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本府に当初配分された漁獲可能量のうち、１割を留保（0.1トン未満は四捨五入する）する。ただし、京都府漁船漁業等（その他）により資源管理を実行するために必要な漁獲可能量を含む。残りの９割につ	第３　漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本府に当初配分された漁獲可能量から府の留保を除いた数量を、それぞれの知事管理区分における令和３管理年度から令和５管理年度において府内の漁獲実績が最大となる年の各知事管理区分の漁獲実績	

いて、京都府定置漁業、京都府漁船漁業等（府内産地市場へ出荷するもの）のそれぞれに95%、5%の比率で割当てる。 農林水産大臣により知事管理区分への配分量が変更された場合には、必要に応じて関係者との協議の上配分する。 留保枠については、知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況等に応じて知事が留保を解除し、原則として京都府定置漁業に係る知事管理区分別に配分する。 第４　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 （略） 第５　その他資源管理に関する重要事項 （略）	の比率を用いて比率配分することを基礎とする。なお、関係者との協議の上、異なる知事管理区分の間で数量調整を行うことができることとする。 府の留保は、年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊の可能性等を勘案して定めることとする。 管理年度の途中において、国の留保からの漁獲可能量の再配分、大臣管理区分若しくは他の都道府県との間の漁獲可能量の融通等が実施されることに伴い漁獲可能量が変更となる場合、関係者との協議の上配分する。留保枠については、知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況等に応じて知事が留保を解除する。 第４　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 （略） 第５　その他資源管理に関する重要事項 （略）	
（別紙２） 第１　特定水産資源 くろまぐろ（大型魚）	第１　特定水産資源 くろまぐろ（大型魚）	くろまぐろ（小型魚）に同じ。

第２　知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 １　京都府定置漁業 （略） ２　京都府漁船漁業等　（府内産地市場（卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）第 13 条に基づき京都府知事の認定を受けた市場のことをいう。以下同じ。）へ出荷するもの） ⑴　当該知事管理区分を構成する事項 ア　水域 中西部太平洋条約海域で日本海 イ　対象とする漁業 漁船漁業等（定置漁業以外の漁業であり、京都府に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地のある者がくろまぐろ（大型魚）を採捕する漁業をいう。以下同じ。）（府内産地市場へ出荷するものに限る。） ウ　漁獲可能期間 周年 ⑵　漁獲量の管理の手法等 （略） ３　京都府漁船漁業等　（その他） ⑴　当該知事管理区分を構成する事項 ア　水域	第２　知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 １　京都府定置漁業 （略） ２　京都府漁船漁業等　（石川県禄剛崎灯台以西） ⑴　当該知事管理区分を構成する事項 ア　水域 中西部太平洋条約海域で日本海 イ　対象とする漁業 漁船漁業等（定置漁業以外の漁業であり、京都府に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地のある者がくろまぐろ（大型魚）を採捕する漁業をいう。以下同じ。）（石川県禄剛崎灯台から正北に引いた直線（東経 137 度 19 分 35 秒）以西で操業するものに限る。） ウ　漁獲可能期間 周年 ⑵　漁獲量の管理の手法等 （略） ３　京都府漁船漁業等　（石川県禄剛崎灯台以東） ⑴　当該知事管理区分を構成する事項 ア　水域	

中西部太平洋条約海域のうち日本海 イ　対象とする漁業 漁船漁業等（府内産地市場へ出荷するものを除く。） ウ　漁獲可能期間 周年 (2)　漁獲量の管理の手法等 （略） ※ただし、上記２及び３の知事管理区分については、令和６管理年度において適用することとし、令和７管理年度以降の設定については、同管理年度開始前に改めて検討することとする。 第３　漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本府に当初配分された漁獲可能量のうち、0.5割を留保（0.1トン未満は四捨五入する）し、0.5割を京都府漁船漁業等（その他）に配分する。残りの９割について、京都府漁船漁業等（府内産地市場へ出荷するもの）に配分する混獲管理のための漁獲可能量を除き、京都府定置漁業に割当てることとする。	中西部太平洋条約海域のうち日本海 イ　対象とする漁業 漁船漁業等（石川県禄剛崎灯台から正北に引いた直線（東経137度19分35秒）以東で操業するものに限る。） ウ　漁獲可能期間 周年 (2)　漁獲量の管理の手法等 （略） （削除） 第３　漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本府に当初配分された漁獲可能量から府の留保を除いた数量を、それぞれの知事管理区分における令和３管理年度から令和５管理年度において府内の漁獲実績が最大となる年の各知事管理区分の漁獲実績の比率を用いて比率配分することを基礎とする。なお、関係者との協議の上、異なる知事管理区分の間で数量調整を行うことができることとする。 府の留保は、年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊の可能性等を勘案して定めることとする。	

農林水産大臣により知事管理区分への配分量が変更された場合には、必要に応じて関係者との協議の上配分する。 留保枠については、知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況等に応じて知事が留保を解除し、原則として京都府定置漁業に係る知事管理区分に配分する。 第４　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 （略） 第５　その他資源管理に関する重要事項 （略）	管理年度の途中において、国の留保からの漁獲可能量の再配分、大臣管理区分若しくは他の都道府県との間の漁獲可能量の融通等が実施されることに伴い漁獲可能量が変更となる場合、関係者との協議の上配分する。留保枠については、知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況等に応じて知事が留保を解除する。 第４　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 （略） 第５　その他資源管理に関する重要事項 （略）	

第２号議案資料

京　都　府

第２号議案　特定水産資源（ぶり）の漁獲可能量について（諮問）

【理由】

京都府知事から諮問がありましたので、答申に向けて御審議をお願いします。

【添付資料】

資料２　特定水産資源（ぶり）の漁獲可能量について（諮問）

7漁調委 第11号
-7.3.14
京都海区漁業調整委員会

資料 2

7 水 第 9 8 号
令和７年３月１２日

京都海区漁業調整委員会
会長　葭矢　護　様

京都府知事　西脇 隆俊

特定水産資源（ぶり）の漁獲可能量について（諮問）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第１項の規定により、下記のとおり、ぶりに関する令和７管理年度における知事管理漁獲可能量を定めることについて、漁業法第 16 条第２項の規定により諮問します。

記

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量
ぶり	京都府ぶり漁業	101,000 トンの内数

担当	水産課漁政企画係　難波
ＴＥＬ	075-414-4992

第３号議案資料

京　都　府

第３号議案　特定水産資源に関する令和７管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）

【理　由】

京都府知事から諮問がありましたので、答申に向けて御審議をお願いします。

【添付資料】

資料３－１　特定水産資源に関する令和７管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）

資料３－２　令和７管理年度の太平洋くろまぐろの当初配分について

7漁調委 第12号 -7.3.14 京都海区漁業調整委員会

資料3－1

7水第104号
令和7年3月13日

京都海区漁業調整委員会
会長　葭矢　護　様

京都府知事　西脇 隆俊

特定水産資源に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定による、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びするめいかに関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量を別紙のとおり定めることについて、同条第2項の規定により諮問します。

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）48.9t	京都府定置漁業	46.8t
	京都府漁船漁業等（石川県禄剛崎灯台以西）	1.0t
	京都府漁船漁業等（石川県禄剛崎灯台以東）	0.1t
	留保	1.0t
くろまぐろ（大型魚）46.2t	京都府定置漁業	38.2t
	京都府漁船漁業等（石川県禄剛崎灯台以西）	3.5t
	京都府漁船漁業等（石川県禄剛崎灯台以東）	3.5t
	留保	1.0t
するめいか	京都府するめいか漁業	現行水準

担当	水産課漁政企画係　難波
TEL	075-414-4992

資料３－２

令和７管理年度の太平洋くろまぐろの当初配分について

1　背景

令和６年11月開催の中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)年次会合において、国別漁獲量上限の引き上げが合意されたことから、令和７管理年度における太平洋くろまぐろ漁獲可能量の京都府への配分数量は大幅に増加することとなった。

日本全体の枠	Ｒ６まで(A)	Ｒ７から(B)	Ｂ／Ａ
小型魚	４，００７トン	４，４０７トン	１１０％
大型魚	５，６１４トン	８，４２１トン	１５０％

京都府の当初枠	Ｒ６まで(C)	Ｒ７から(D)	Ｄ／Ｃ
小型魚	２１．７トン	４８．９トン	２２５％
大型魚	２４．１トン	４６．２トン	１９２％

2　関係者意見

京都府への配分数量が<u>小型魚2.25倍、大型魚1.92倍</u>と大幅に増加したため、令和７管理年度の知事管理区分毎の漁獲量の配分について、府内関係者へ協議を実施。

・京都府沖で遊漁船やＰＢがくろまぐろを狙って出航しているにも関わらず、漁業を本業としている漁業者が出漁できない現状は非常に不公平。是非とも来期には操業が可能となるようにしてもらいたい（漁船漁業者（漁協組合員））

・漁船漁業者の要望については一定理解するが、漁獲管理を適正に行えるような体制、ルールづくりを徹底してほしい（定置漁業者）

3　令和７管理年度のくろまぐろ小型魚/大型魚の当初配分数量案

府内管理区分別の数量配分の考え方は、概ね次のとおりとする。

・　令和６管理年度の当初配分数量を基礎配分とし、令和７管理年度当初配分で増加した数量を漁獲実績により配分、合計を管理区分別の当初配分とする

・　漁獲実績（府内シェア）の基礎は、国と同様に令和3～5管理年度とする

・　<u>漁船漁業者は、資源管理のため組織化とともに自主管理ルールを策定し、配分された数量を超過しない操業に努める</u>

（注１）小型魚における配分案の考え方

・原則として、前述の考え方に従い配分。

・小型魚については、約100人の漁獲希望者がいるものの、令和６管理年度まで与えられた漁獲枠（1.0t）の消化率が１割未満と低いため、数値は横置きとして検討中。

（注２）大型魚における配分案の考え方

・原則として、前述の考え方に従い配分。

・従来の配分の関係からこれまで実績が積めていない漁船漁業（組合員）については、定置漁業にこれまでの最大漁獲量(35.1t)よりも多くを配分したうえで、数量調整。

令和７管理年度当初配分案（今回諮問）　　（単位：トン）

管理区分	小型魚			大型魚		
	R6 当初	増枠分	R7 当初案	R6 当初	増枠分	R7 当初案
京都府定置漁業	18.5	29.3	46.8	21.5	23.4	38.2
京都府漁船漁業等（石川県禄剛崎灯台以西）	1.0		1.0	0.1		3.5
京都府漁船漁業等（石川県禄剛崎灯台以東）	0.1		0.1	1.2		3.5
留保	－		1.0	－		1.0

【参考】令和３～５管理年度における知事管理区分別漁獲実績

小型魚　　（単位：t）

知事管理区分	令和３	令和４	令和５
京都府定置漁業	61.4	35.8	46.7
京都府漁船漁業等（日本海）	＊	＊	＊
京都府漁船漁業等（その他海域）	－	－	－
合計（水産庁、t）	61.4	35.8	46.8

＊：漁獲はあるが、0.1t 以下

－：漁獲実績なし

大型魚　　（単位：kg）

知事管理区分	令和３	令和４	令和５
京都府定置漁業	35.2	24.3	22.5
京都府漁船漁業等（日本海）	－	0.1	0.1
京都府漁船漁業等（その他海域）	4.0	1.4	1.9
合計（水産庁、t）	39.2	25.8	24.6

－：漁獲実績なし

第４号議案資料

京　都　府

第４号議案　特定水産資源（くろまぐろ（小型魚））に関する令和６管理年度における留保の解除について（諮問）

【理　由】

京都府知事から諮問がありましたので、答申に向けて御審議をお願いします。

【添付資料】

資料４　特定水産資源（くろまぐろ（小型魚））に関する令和６管理年度における留保の解除について（諮問）

資料4

7漁調委第13号
-7.3.14
京都海区漁業調整委員会

7水第99号
令和7年3月12日

京都海区漁業調整委員会
会長　葭矢　護　様

京都府知事　西脇 隆俊

特定水産資源（くろまぐろ（小型魚））に関する令和6管理年度における留保の解除について（諮問）

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定による、くろまぐろ（小型魚）に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量について、下記のとおり変更としたいので、同条第5項において準用する同条第2項の規定により諮問します。

記

特定水産資源	知事管理区分	変更前	変更後	差
くろまぐろ（小型魚）	京都府定置漁業	37.4	39.5	+2.1
	京都府漁船漁業等（府内産地市場へ出荷するもの）	1.0	1.0	−
	京都府漁船漁業等（その他）	0.1	0.1	−
	留保	2.1	0	-2.1

担当	水産課漁政企画係　難波
TEL	075-414-4992

第５号議案資料

京　都　府

第５号議案　ばいがいかごなわ漁業の許可に係る制限措置等について（諮問）

【理由】

京都府知事から諮問がありましたので、答申に向けて御審議をお願いします。

【添付資料】

資料５－１　ばいがいかごなわ漁業の許可に係る制限措置等について（諮問）

資料５－２　【別　紙】（制限措置等）

7漁調委 第9号 -7.3.-6 京都海区漁業調整委員会

資料5－1

7水事第106号
令和7年3月5日

京都海区漁業調整委員会
会長　葭矢　護　様

京都府知事　西脇　隆俊

京都府知事印

ばいがいかごなわ漁業の許可に係る制限措置等について(諮問)

漁業法（昭和24年法律第267号。以下、「法」という。）第58条により読み替えて準用する法第42条第1項及び京都府漁業調整規則（令和2年京都府規則第54号）第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置等を下記のとおり定めることについて諮問します。

記

許可を申請すべき期間：令和7年4月1日から令和7年4月30日まで
制限措置：別紙のとおり
許可の有効期間：1年

担　当	水産事務所漁政課 漁業漁船係　尾﨑
T E L	0772-22-4438

別　紙

資料５－２

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	操業区域	漁業時期※)	漁業を営む者の資格	条　件
かごなわ漁業（ばいがいかごなわ漁業）	４隻 ※) （許可期間１年、継続許可の規定なし）	制限なし	京都府沖合海面（東経135度02分以東の海域） 京都府沖合海面（東経135度12分以西の海域）	６月１日から８月３１日まで	京都府に住所を有する者	(1) ずわいがに及びべにずわいがにを採捕してはならない。 (2) 水深200ﾒｰﾄﾙ未満では操業してはならない。 (3) かごの数は１連に100個以内とし、かごの陥穿口は直径20ｾﾝﾁﾒｰﾄﾙ以内でなければならない。 (4) 漁具は1隻につき２連までとする。 (5) 漁具の両端に水面上1.5ﾒｰﾄﾙ以上の高さに標旗を立て、標旗には許可番号、船名及び氏名又は名称を明記しなければならない。

※）許可上限は４隻であり、例年、舞鶴地区と京丹後地区の底びき網漁船（各地区２隻で操業：計４隻）が底びき網の休漁期（６月～８月）にあわせて本漁業の許可を得て実施するもの。

知事許可漁業取扱方針では、本漁業は短期許可（１年）かつ継続許可の対象外であることから、新規許可と同様の扱いとなる。

第６号議案資料

事　務　局

第23期京都海区漁業調整委員会への申し送り事項について

【理　由】

次期第23期委員会への申し送り事項について、前回の委員会で「第22期京都海区漁業調整委員会からの申し送り事項」として協議された内容を踏まえ、御審議をお願いします。

【添付資料】

資料６　第22期京都海区漁業調整委員会からの申し送り事項

資料６

第22期京都海区漁業調整委員会からの申し送り事項

１　漁業と遊漁の調整について

京都府の漁業者、遊漁船業者及びプレジャーボート団体が締結している「京都府漁場利用協定」の更新、周知に努めてきたことで、漁場の秩序が保たれるようになったが、協定締結団体以外の遊漁船業者や遊漁者等へ協定遵守の協力を求め、これが原因となって発生するトラブルを防止する必要がある。引き続き協定について周知啓発の支援を行い、漁場利用が秩序あるものになるよう申し送る。

また、現行協定の有効期限が令和９年７月１９日で満了となるが、漁業者、遊漁船業者及び遊漁者が共存しトラブルが生じじないよう円滑に協定が締結更新されるよう支援することを申し送る。

２　沿岸漁業と大中型まき網漁業との調整について

（１）「大中型まき網漁業との調整を考える会」が中部日本海まき網漁業協議会との話し合いと要望活動を継続することにより、一定の成果が認められることから、引き続き同会の活動を支援するとともに、申し入れ事項及び法令を遵守した操業の徹底を図られるような方策を検討されるよう申し送る。

（２）大臣許可漁業の許可権者である国に対し、「府沿岸漁業者と大中型まき網漁業者の話し合いの場の設定」、「他県沿岸と比較して狭い本府沿岸の大中型まき網漁業の操業禁止区域の拡大

や規制ラインの見直し」及び「船舶位置監視システムの全船設置義務化」について、引き続き関係機関と連携したあらゆる機会での要望等を通じ、問題の解決が図られるように取り組むことを申し送る。

3　京都海区漁業調整委員会指示について

（１）令和６年３月２９日に発動した「火光利用釣漁法の制限」及び「油餌釣漁法及び延縄漁業の制限」の両委員会指示について、その実効性が確保されるよう、指示内容の周知に取り組むことを申し送る。

（２）「火光利用釣漁法の制限」の委員会指示では、集魚灯として用いる電球（電力３kW/個以下）の使用個数により、火光の強さを制限している。しかし、この制限手法には、①明るさの単位ではない電力を指標としている、②ＬＥＤ等の省電力型の火光機器への対応が困難、③集魚灯と作業灯との区別が不完全といった課題がある。現在、水産資源管理や漁業調整において重大な問題は生じていないが、水産庁の見解や他府県の動向に注視しつつ、根拠ある効果的な制限手法を示せるよう取り組むことを申し送る。

報告事項(1)資料

事　務　局

大中型まき網漁業との調整(幹事会結果)について

【内　容】

令和７年３月５日(水)に、大中型まき網漁業との調整を考える会第３６回幹事会を開催しましたので、その概要を報告します。

【添付資料】

報告資料　「大中型まき網漁業との調整を考える会」
第３６回幹事会について(結果概要)

参　　考　第３６回幹事会配付資料一式
(次第、関係者名簿、配席図、資料 1～3、別紙)

報告資料

「大中型まき網漁業との調整を考える会」第３６回幹事会について
（結　果　概　要）

1　**開催日時**　令和７年３月５日（水）　午後１：30～２：50

2　**開催場所**　宮津市小田宿野 1029-3 京都府水産事務所３階 研修室

3　**出 席 者**　座　　長　葭矢護（京都海区漁業調整委員会会長）
幹　　事　京都府漁業協同組合、漁業者各地区代表（舞鶴、宮津、与謝及び網野（北丹後））、京都府定置漁業協会会長、京都府釣漁業連合会会長
関係団体　京都釣船業協同組合代表理事
事務局他　粟屋京都海区漁業調整委員会事務局長ほか５名

4　**協議事項**

(1) 最近のまき網船団の操業状況

幹事及び関係団体から、京都府沿岸域のまき網操業状況について、令和６年末から令和７年２月末にかけて、まき網船による不審な行動や操業に関する報告はありませんでした。

京都府から、令和６年 11 月に白石礁付近での不審な行動をしていた大中型まき網漁船に関する説明があり、府として本事案について、水産庁へ是正指導されるよう要請した旨報告がありました。

事務局から、まき網の操業状況について、令和６年９月から令和７年２月にかけて、まき網漁船の舞鶴漁港へのブリの水揚げは 11 月のみで、令和６年のブリの水揚量及び金額は、過去 30 年間で最低であったことを報告しました。

(2) まき網漁業者との協議について

次回の中部日本海まき網漁業協議会船主部会（令和 7 年 6 月 11 日予定）に向けて、申し入れ書の内容について整理し、今後の対応について協議のうえ取りまとめました。

主な意見

①昨年の 12 月は、まき網漁船の舞鶴漁港への水揚げは無く府内ではブリが豊漁であったものの、引き続き、白石礁等の府沖合において 11 月から 12 月末までは、（ブリなどの優良魚種を水揚げ出来るため）地元船等に配慮し操

業を自粛してもらえるよう本会からまき網漁業者団体へ要請願いたい。

②昨年の11月には、白石礁付近でのまき網漁船の不審な行動も確認されているため、今後のことも踏まえ、決議事項２のとおり本府沖合では紛らわしい行動をとらないよう本会からまき網漁業者団体へ要請願いたい。

③海上運航、操業時の安全確保から、まき網漁船については、京都府沿岸域を航行・操業する際は AIS(船舶自動識別装置)を作動させること、舞鶴港などへの出入港時には要望のとおり減速してもらい、筏等で作業中の漁業者が、曳き波の影響により事故、被害に遭わないよう事故防止・安全航行に努めるよう、本会からまき網漁業者団体へ要請願いたい。

5　て ん 末

次回の船主部会には、別紙案の決議事項２「禁止ライン付近では、紛らわしい行動をとらない」及び、決議事項４「舞鶴港などの入港時には、他の海上作業者にも配慮して、低速（８ノット以下）で航行し、事故防止に努める」について、決議の内容を再確認をするとともに、要望事項の４項目について引き続き申し入れていくこととします。

【別紙】

(案)

令和７年６月１１日

中部日本海まき網漁業協議会
会　長　　石井　功　様

「大中型まき網漁業との調整を考える会」
座長　葭　矢　　護

京都府沿岸漁場における操業自粛決議事項の遵守等について

初夏の候　益々御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、貴協議会が平成 18 年に行われた京都府漁業者との漁場利用に関する話し合いで操業自粛を決議されてから、19 年が経過しました。本会は貴協議会に対し、決議された操業自粛事項の遵守や徹底を毎年依頼しているところです。

これまでから京都府沿岸域で安全な航行・操業に御配慮いただき、近年では大きなトラブルも無く大変感謝しているところではありますが、過去には貴協議会所属のまき網船に、操業中の京都府はえなわ漁業者が漁船ごとまかれる事案が発生しており、レーダー、無線機器等に加えて AIS(船舶自動識別装置)を利用すれば、確実に航行等の安全に役立ちますので、特に「京都府沿岸域で航行・操業する際は AIS を作動させ、事故防止・安全航行に努めること」を引き続き要望いたします。

なお、まき網操業区域内で操業する京都府所属の漁船については、行政、漁業者団体からも AIS の搭載、作動について推進していくこととしております。

また、白石礁の操業自粛期間について、平成 28 年以降、「10 月～11 月末」から「11 月～12 月末」へ変更の上、要望しているところですが、御存知のとおり 12 月のブリの漁獲は京都府沿岸漁業におきましては非常に重要でありますので、御配慮をお願いいたします。

加えて、舞鶴湾内では、「丹後とり貝」や、カキ類等の貝類養殖が盛んに行

われており、まき網船の入港と養殖業者の洋上作業時間が重複することがあります。普段は静穏な湾内で、大きな船が速度を上げて航行されますと波浪により、養殖業者等が海中に転落する事故、又養殖施設等も破損するおそれもありますので、湾内の航行速度については、特段の御配慮をお願いいたします。

本年も下記の決議事項１～４に加え、本会の要望事項５～８について、御確認いただき、御協力並びに貴協議会会員への周知について、よろしくお願いいたします。

記

【決議事項】

1　大グリ、冠島周辺において３月～４月末まで、１１月～１２月末までは、地元船等に配慮して操業を自粛する。

2　禁止ライン付近では、紛らわしい行動をとらない。

3　地元船が操業中においては、まき網の操業を配慮する。

4　舞鶴港などの入港時には、他の海上作業者等にも配慮して、低速（８ノット以下）で航行し、事故防止に努める。

【要望事項】

5　海上運航、操業時の安全確保から、京都府沿岸域で航行・操業する際は、レーダー、無線機器等に加えAIS(船舶自動識別装置)を作動させ、事故防止・安全航行に努める。

6　マダイ資源を保護するため、マダイ産卵親魚の漁獲については、まき網の操業を配慮する。

7　白石礁周辺において１１月から１２月末までは、地元船等に配慮して操業を自粛する。

8　テンバグリ・シモグリ周辺においては、いか釣り等の操業中は操業を配慮する。

参　考

「大中型まき網漁業との調整を考える会」第３６回幹事会次第

令和７年３月５日(水)午後１:30～
京都府水産事務所３階研修室

１　開　　会

２　協議事項

(1) 最近のまき網船団の操業状況

ア　幹事(各地区、漁業者団体)及び関係団体からの状況報告

・京都府漁業協同組合　　・京都府釣漁業連合会

・舞鶴地区～北丹後地区　　・京都釣船業協同組合

・京都府定置漁業協会

イ　令和６年11月の大中型まき網漁船の動向と対応について

【資料１：Ｐ１】

ウ　漁況情報等からの状況報告　　【資料２：Ｐ３～８】

(2) まき網漁業者との協議について

次回の船主部会への要望に向けて　　【資料３：Ｐ９～１０】

(3) そ の 他

３　閉　　会

令和6年度 大中型まき網漁業との調整を考える会 関係者名簿

令和7年3月現在

	所　属	役職等	名　前	備　考
座長	京都海区漁業調整委員会	会長	葭　矢　護	
幹事	京都府漁業協同組合	組織部　次長	千　賀　隼　人	代理出席 府漁協 指導課 課長代理 佐藤　妙子
	舞鶴地区 （舞鶴支所所属）	舞鶴地区釣漁業連合会 会長	北口　誠一郎	代理出席 舞釣連 副会長 松田　弘幸
	宮津地区 （宮津支所所属）	宮津市水産振興会 会長	嶋　崎　豊	
	与謝地区 （蒲入支所所属）	蒲入モーター組合 組合長	吉　田　圭　一	
	北丹後地区 （網野支所所属）	網野地区総代	坂　口　勝　彦	代理出席 府漁協　網野支所長 中西　学
	京都府定置漁業協会	会長	倉　幹　夫	
	京都府釣漁業連合会	会長	田　村　真　二	
関係団体	京都釣船業協同組合	代表理事	大　島　秀　彦	
事務局等	京都府水産事務所 （京都海区漁業調整委員会事務局）	所長 （事務局長）	粟　屋　克　彦	
		漁政課長	永　井　大　輔	
		漁政課 課長補佐兼係長	廣　岡　信　康	
		船舶課　船長	上　林　浩　司	
		漁政課　課長補佐 （次長）	本　多　靖　一	
		漁政課　主事 （書記）	上　野　香　奈　子	

「大中型まき網漁業との調整を考える会」第36回幹事会　配席図

令和7年3月5日(水)午後1時30分から

水産事務所　3階　研修室

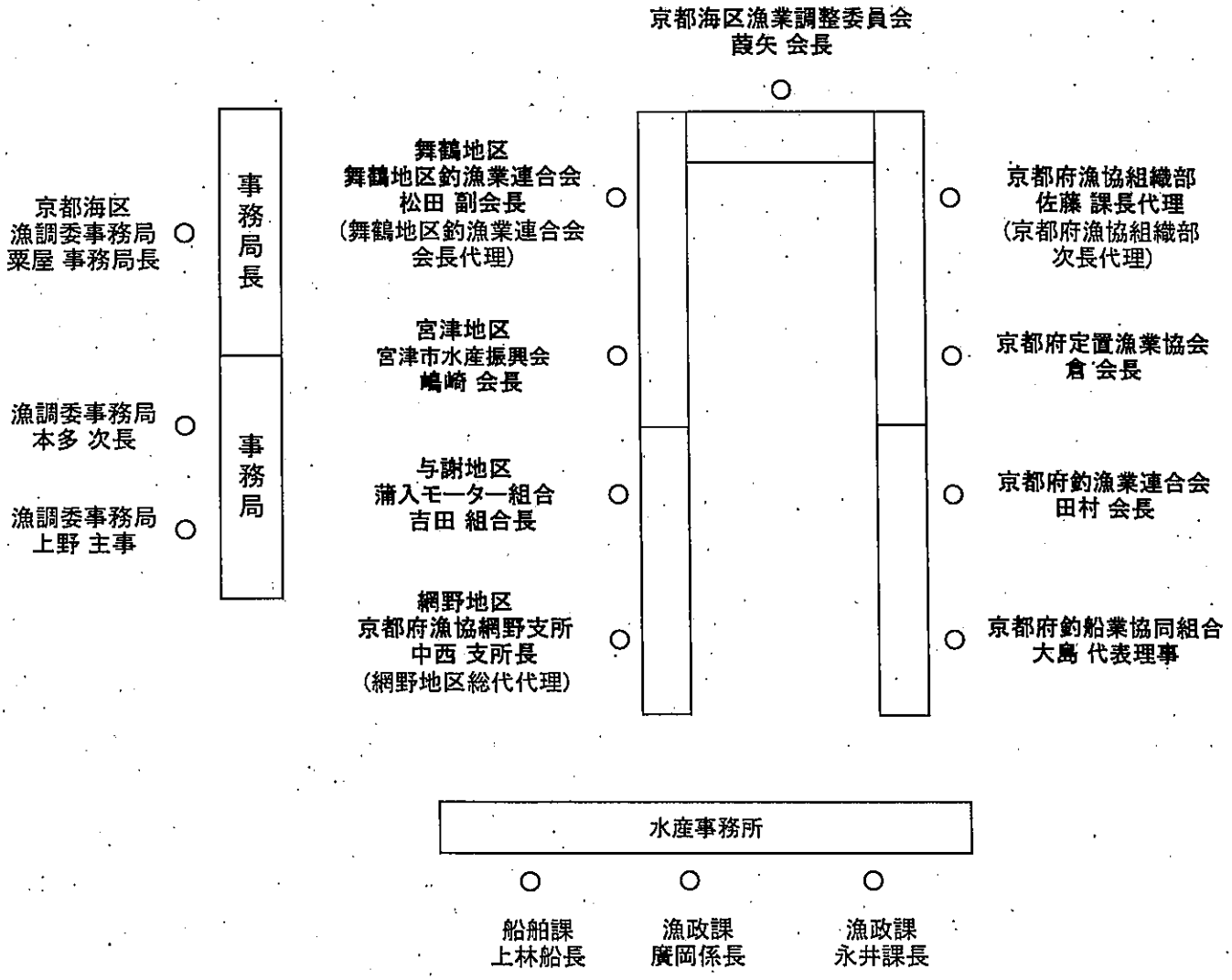

資料 1

令和６年11月の大中型まき網漁船の動向と対応について

1　他県での沿岸漁獲状況

（１）2024年度日本海中部ブリ長期漁況予報（日本海中部定置漁業）

（水産研究・教育機構）

来遊量：0歳魚（2024年級群）：前年を下回る

2歳以上魚（2022年級群以上）：前年並

（２）「ひみ寒ぶり」宣言、過去２番目の早さ　氷見漁港で初日７２３本水揚げ

（11月21日：北日本新聞社報道）

2　大中型まき網漁業の府沖合での操業状況（漁業情報サービスセンター提供資料）

（１）11月9～13日に経ヶ岬北方及び越前岬西方でブリ主体の漁獲

＊11月8～9日に第35海幸丸が、ブリ(丸子主体)20トンを舞鶴漁港へ水揚

（２）11月14～19日に経ヶ岬北方でブリ主体の漁獲

3　らくようでの不審な船団行動の現認と対応

11月14～15日の夜間巡視中、白石礁内の操業禁止ラインより岸側で蛇行航行する船舶を確認したため、接近、目視現認しまき網運搬船であることを確認した

継続監視したところ、当該船は操業禁止ライン北側海域に向けて移動した

同時間帯に、火光利用禁止ライン外から岸側に向けて航行する船影を確認したため接近し目視確認したところ、まき網本船であった

その後、両船は火光利用禁止ライン北側の海域で操業を開始したため、監視を終了した

※　本事案を水産庁境港漁業調整事務所に連絡するとともに、不審な船団行動に対して是正指導されるよう要請した

4　年末に向けた水産事務所の対応

漁協、漁業者に対しては、改めてまき網船団の動向に関する情報提供を依頼し府沖合での操業可能性が高い際には、らくようによる巡視対応を実施したが、年末にかけて不審な船団行動は確認されなかった。

資料２－１

京都府沖での大中型まき網漁船操業状況（令和６年９月～令和７年２月）

月	期間	記述内容	操業位置	寄港漁港へのまき網水揚量
令和６年９月	中西部日本海漁況情報第2572号 9月1日～5日	２統切揚、１統道東沖出漁中。 ２統切揚、１統道東沖出漁中。	道東沖	
	中西部日本海漁況情報第2573号 9月6日～10日	１統切揚、３統道東沖出漁中。 １統切揚、３統道東沖出漁中。集計外船（１統）が中部海区でハマチ主体を漁獲、境港に65トン水揚げした。	道東沖	
	中西部日本海漁況情報第2574号 9月11日～15日	１統出漁するも操業せず、３統道東沖出漁中。 １統出漁するも操業せず、３統道東沖出漁中。	道東沖	
	中西部日本海漁況情報第2575号 9月16日～20日	１統４晩、操業。 １統４晩、鳥取沖でブリ類240トンを漁獲、境港に水揚げした。集計外船（１統）が中部海区でハマチ主体を漁獲、境港に水揚げした。	鳥取沖	
	中西部日本海漁況情報第2576号 9月21日～25日	１統２晩、浜田沖で２回操業。 １統２晩、浜田沖で２回操業、道東沖へ３統出漁中。	浜田沖	
	中西部日本海漁況情報第2577号 9月26日～30日	１統４晩、浜田沖でアジ主体の操業、３統道東沖出漁中。 １統４晩、浜田沖で操業、アジ類240トンを漁獲、博多～境港に水揚げした。道東沖へ３統出漁。	浜田沖	
１０月	中西部日本海漁況情報第2578号 10月1日～5日	１統１晩、浜田沖でアジ主体の操業、３統道東沖出漁中。 １統１晩、浜田沖で操業、アジ類70トンを漁獲、浜田に水揚げした。集計外船（１統）が中部海区でハマチを漁獲、境港に60トン水揚げした。道東沖へ３統出漁中。	浜田沖	
	中西部日本海漁況情報第2579号 10月6日～10日	１統２晩、浜田沖でアジ主体の操業、３統道東沖出漁中。 １統２晩、浜田沖で操業、アジ類85トンを漁獲、浜田に水揚げした。道東沖へ３統出漁中。	浜田沖	
	中西部日本海漁況情報第2580号 10月11日～15日	１統３晩、浜田沖でサバ類アジ類主体の操業、３統道東沖出漁中。 １統３晩、浜田沖で操業、サバ類アジ類70トンを漁獲、浜田～境港に水揚げした。道東沖へ３統出漁中。	浜田沖	

京都府沖での大中型まき網漁船操業状況（令和６年９月～令和７年２月）

月	期間	記述内容	操業位置	舞鶴漁港へのまき網水揚量
10月	中西部日本海漁況情報第2581号 10月16日～20日	１統３晩、浜田沖でサバ類主体の操業、３統道東沖出漁中。 １統３晩、浜田沖で操業、サバ類45トンを漁獲、浜田～境港に水揚げした。集計外船（１統）が中部海区でサワラ・ハマチを漁獲、境港に110トン水揚げした。道東沖へ３統出漁中。	浜田沖	
	中西部日本海漁況情報第2582号 10月21日～25日	１統１晩、隠岐海峡でブリ類主体の操業、３統道東沖出漁中。 １統１晩、隠岐海峡で操業、ブリ類15トンを漁獲、境港に水揚げした。集計外船（１統）が中部海区でハマチ・ワラサを漁獲、境港に50トン水揚げした。道東沖へ３統出漁中。	隠岐海峡	
	中西部日本海漁況情報第2583号 10月26日～31日	１統４晩、島根半島沖でアジ類主体の操業、３統道東沖出漁中。 １統４晩、島根半島沖で３操業、アジ類105トンを漁獲、浜田～境港に水揚げした。道東沖へ３統出漁中。	島根半島沖	
11月	中西部日本海漁況情報第2584号 11月1日～5日	３統５晩、見島沖～島根半島沖、中部海区でブリ類アジ類サバ類主体の操業。 ３統５晩、延７統が見島沖～島根半島沖、中部海区で０～１回操業、ブリ類アジ類サバ類主体で180トンを漁獲、浜田～境港に水揚げした。	見島沖～島根半島	
	中西部日本海漁況情報第2585号 11月6日～10日	３統１晩、見島沖、中部海区でアジ類ブリ類主体の操業。 ３統１晩、延３統が見島沖、中部海区で１～２回操業、アジ類ブリ類主体で170トンを漁獲、博多～浜田～境港～舞鶴に水揚げした。	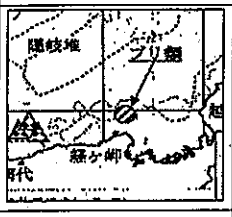	ぶり（丸子主体）：15トン （第３５海幸丸）
	中西部日本海漁況情報第2586号 11月11日～15日	４統４晩、対馬沖、見島沖、中部海区でサバ類ブリ類イワシ類主体の操業。 ４統４晩、延15統が対馬沖、見島沖、中部海区で1～2回操業、サバ類ブリ類イワシ類主体で585トンを漁獲、博多～松浦～唐津～浜田～境港～舞鶴に水揚げした。集計外船（１統）が対馬沖でサバ類を漁獲、境港に15トン水揚げした。	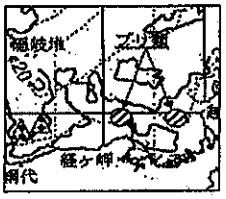	さば：合計８５トン あじ：合計８５トン （第１６輪島丸）
	中西部日本海漁況情報第2587号 11月16日～20日	４統４晩、見島沖、中部海区でアジ類ブリ類サバ類主体の操業。 ４統４晩、延９統が見島沖、中部海区で０～１回操業、アジ類ブリ類サバ類主体で123トンを漁獲、博多～浜田～境港～舞鶴に水揚げした。	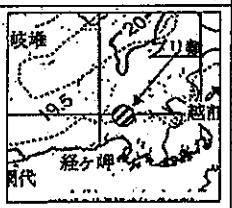	あじ：３７トン （第１７輪島丸）
	中西部日本海漁況情報第2588号 11月21日～25日	４統４晩、見島沖、中部海区でサバ類ブリ類アジ類主体の操業。 ４統４晩、延15統が見島沖、中部海区で０～２回操業、サバ類ブリ類アジ類主体で1,028トンを漁獲、唐津～博多～境港に水揚げした。	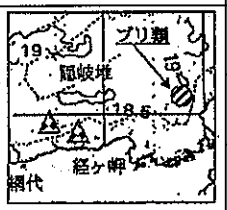	さば：合計３２０トン あじ：合計３２０トン （第１６輪島丸）
	中西部日本海漁況情報第2589号 11月26日～30日	４統１晩、見島沖、島根半島沖でサバ類ブリ類主体の操業。 ４統１晩、延４統が見島沖、島根半島沖で０～１回操業、サバ類ブリ類主体で247トンを漁獲、浜田～境港に水揚げした。	見島沖、島根半島沖	

京都府沖での大中型まき網漁船操業状況（令和６年９月～令和７年２月）

月	期間	記述内容	操業位置	舞鶴漁港へのまき網水揚量
１２月	中西部日本海漁況情報第2590号 12月1日～5日	４統２晩、見島沖、島根半島沖でサバ類アジ類主体の操業。 ４統２晩、延8統が見島沖、島根半島沖で０～１回操業、サバ類アジ類主体で375トンを漁獲、唐津～博多～境港に水揚げした。	見島沖、島根半島沖	
	中西部日本海漁況情報第2591号 12月6日～10日	４統２晩、見島沖、島根半島沖でサバ類アジ類主体の操業。 ４統２晩、延６統が見島沖、島根半島沖で０～１回操業、サバ類アジ類主体で115トンを漁獲、博多～浜田～境港に水揚げした。	見島沖、島根半島沖	
	中西部日本海漁況情報第2592号 12月11日～15日	４統３晩、見島沖、島根半島沖でサバ類アジ類ブリ類主体の操業。 ４統３晩、延12統が見島沖、島根半島沖で１～３回操業、サバ類アジ類ブリ類主体で995トンを漁獲、浜田～境港に水揚げした。	見島沖、島根半島沖	
	中西部日本海漁況情報第2593号 12月16日～20日	３統２晩、対馬沖、見島沖でサバ類主体の操業。 ３統２晩、延5統が対馬沖、見島沖で１回操業、サバ類主体で275トンを漁獲、浜田～境港に水揚げした。	対馬沖、見島沖	
	中西部日本海漁況情報第2594号 12月21日～25日	４統２晩、対馬沖、見島沖でサバ類主体の操業。 ４統２晩、延８統が、対馬沖、見島沖で、１～２回操業、サバ類主体で645トンを漁獲、浜田～境港に水揚げした。	対馬沖、見島沖	
	中西部日本海漁況情報第2595号 12月26日～1月10日	４統３晩、対馬沖、見島沖、島根半島沖でサバ類ブリ類主体の操業。 ４統３晩、延１１統が、対馬沖、見島沖島根半島沖で、０～４回操業、サバ類ブリ類主体で1,383トンを漁獲、浜田～境港に水揚げした。	対馬沖、見島沖、島根半島沖	
令和７年　１月	中西部日本海漁況情報第2596号 1月11日～15日	４統２晩、対馬沖、見島沖で、サバ類ブリ類主体の操業。 ４統２晩、延８統が、見島沖、浜田沖で、１～２回操業、サバ類アジ類主体で630トンを漁獲、浜田～境港に水揚げした。集計外船（２統）が対馬沖、見島沖でサバ類を360トン漁獲、境港に水揚げした。	対馬沖、見島沖	
	中西部日本海漁況情報第2597号 1月16日～20日	４統２晩、見島沖で、サバ類主体の操業。 ４統２晩、延８統が、見島沖で、１～２回操業、サバ類主体で1,165トンを漁獲、境港に水揚げした。集計外船（３統）が対馬沖、見島沖でサバ類を750トン漁獲、境港に水揚げした。	見島沖	
	中西部日本海漁況情報第2598号 1月21日～25日	４統１晩、見島沖で、サバ類主体の操業。 ４統１晩、延４統が、見島沖で、１回操業、サバ類主体で580トンを漁獲、境港に水揚げした。集計外船（４統）が対馬沖、見島沖、中部海区でサバ類を514トンを漁獲、境港に水揚げした。	見島沖	
	中西部日本海漁況情報第2599号 1月26日～31日	４統２晩、見島沖で、サバ類主体の操業。 ４統２晩、延８統が、見島沖で、１～２回操業、サバ類主体で785トンを漁獲、浜田～境港に水揚げした。	見島沖	

京都府沖での大中型まき網漁船操業状況（令和６年９月～令和７年２月）

月	期間	記述内容	操業位置	舞鶴漁港へのまき網水揚量
2月	中西部日本海漁況情報第2600号 2月1日～5日	4統2晩、見島沖で、サバ類主体の操業。 4統2晩、延6統が、見島沖で1～2回操業、サバ類主体で610トンを漁獲、境港に水揚げした。集計外船（2統）が対馬沖でサバ類を200トン漁獲、境港に水揚げした。	見島沖	
	中西部日本海漁況情報第2601号 2月6日～10日	4統2晩、見島沖～浜田沖で、アジ類サバ類主体の操業。 4統2晩、延6統が、見島沖～浜田沖で、1～2回操業、アジ類サバ類主体で520トンを漁獲、松浦～浜田～境港に水揚げした。集計外船（3統）が対馬～見島沖でサバ類を330トン漁獲、境港に水揚げした。	見島沖～浜田沖	
	中西部日本海漁況情報第2602号 2月11日～15日	4統3晩、見島沖～島根半島沖で、サバ類イワシ類主体の操業。 4統3晩、延12統が、見島沖～島根半島沖で、1～2回操業、サバ類イワシ類主体で875トンを漁獲、博多～境港に水揚げした。	見島沖	
	中西部日本海漁況情報第2603号 2月16日～20日	4統2晩、見島沖～浜田沖～鳥取沖で、サバ類イワシ類主体の操業。 4統2晩、延8統が、見島沖～浜田沖～鳥取沖で、1～4回操業、サバ類イワシ類主体で1,040トンを漁獲、博多～境港に水揚げした。	見島沖～浜田沖～鳥取沖	
	中西部日本海漁況情報第2604号 2月21日～25日	4統5晩、見島沖～隠岐海峡で、イワシ類サバ類主体の操業。 4統5晩、延19統が、沖海峡で、1～2回操業、イワシ類サバ類主体で2,090トンを漁獲、浜田～境港に水揚げした。	見島沖～隠岐海峡	
	中西部日本海漁況情報第2605号 2月26日～28日	4統2晩、隠岐海峡で、イワシ類の操業。 4統2晩、延7統が、隠岐海峡で、1～2回操業、イワシ類主体で800トンを漁獲、境港に水揚げした。	隠岐海峡	

資料 2－2

京都府におけるブリ(全銘柄)の年別水揚状況

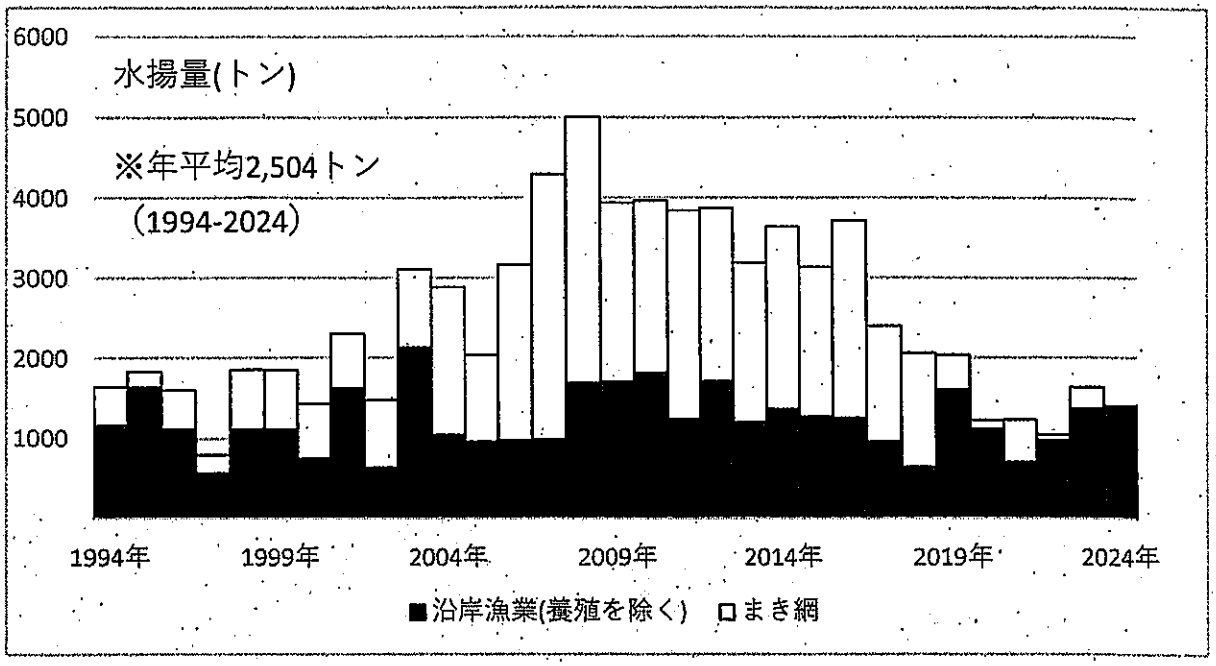

※2024(R6)の水揚量:1,435トン(＊内、まき網 18トン)

※2020(R2)～2024(R6)の5か年平均:1,313トン(＊内、まき網201トン)

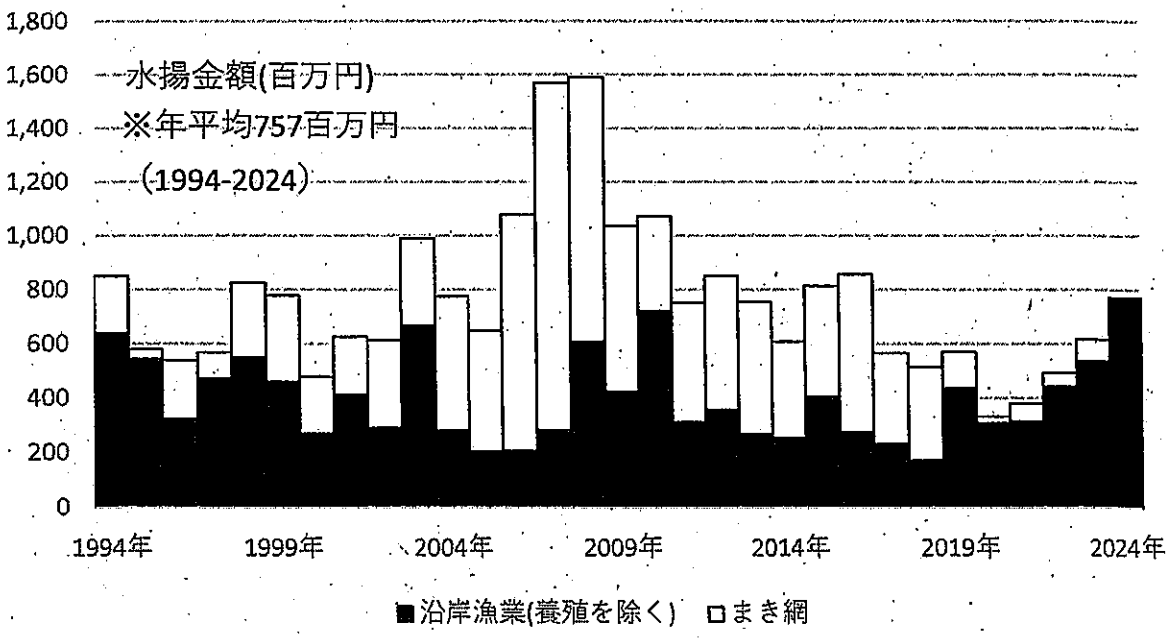

※2024(R6)の水揚げ金額:770百万円(＊内、まき網 9百万円)

※2020(R2)～2024(R6)の5か年平均:518百万円(＊内、まき網 46百万円)

京都府漁協漁獲統計資料より

京都府におけるブリ(全銘柄)の月別水揚状況

※1994～2024の平均値

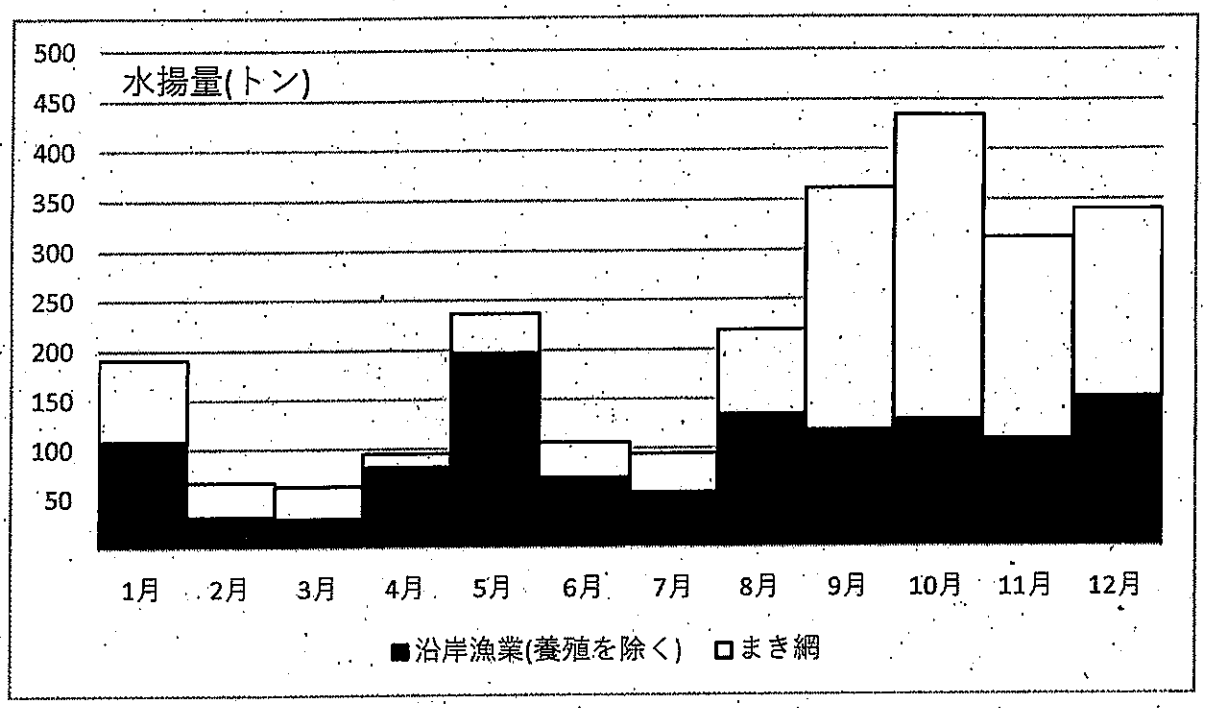

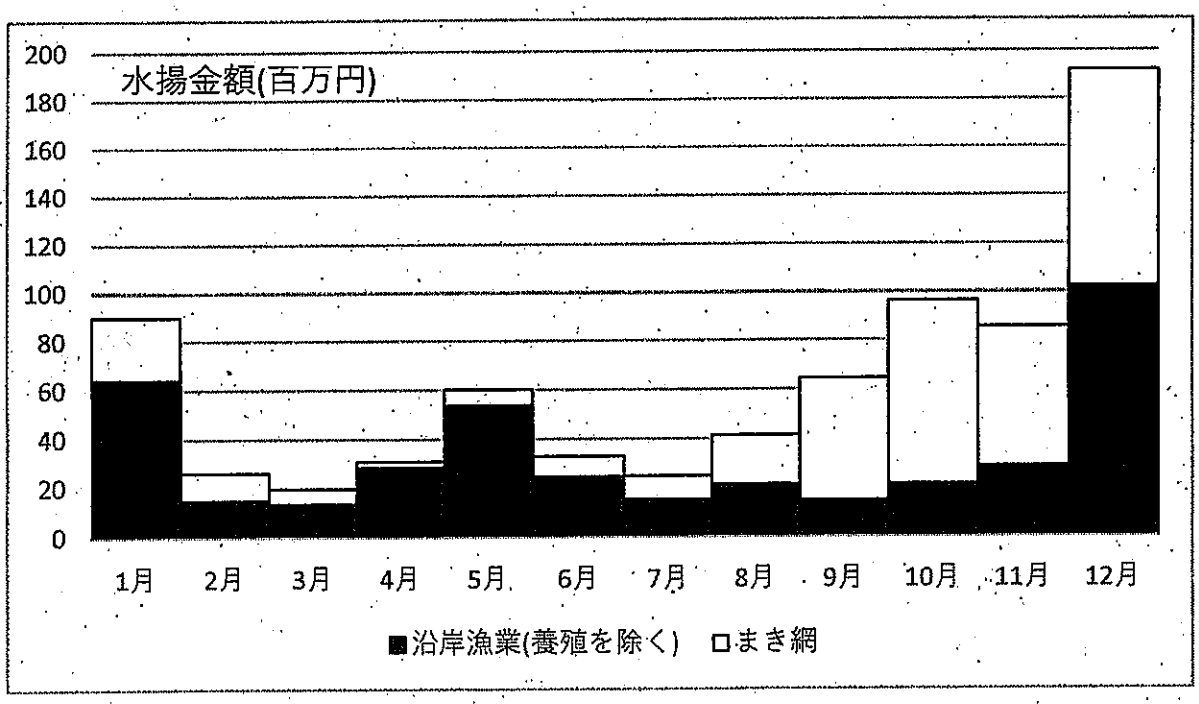

京都府漁協漁獲統計資料より

資料 3

（案）

令和７年６月１１日

<二重下線部及び取消線部が昨年度文書からの変更点>

中部日本海まき網漁業協議会
会　長　　石井　功　様

「大中型まき網漁業との調整を考える会」
座長　葭　矢　　護

京都府沿岸漁場における操業自粛決議事項の遵守等について

初夏の候　益々御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、貴協議会が平成18年に行われた京都府漁業者との漁場利用に関する話し合いで操業自粛を決議されてから、19年が経過しました。本会は貴協議会に対し、決議された操業自粛事項の遵守や徹底を毎年依頼しているところです。

これまでから京都府沿岸域で安全な航行・操業に御配慮いただ~~いていることは承知しておりますが~~き、近年では大きなトラブルも無く大変感謝しているところではありますが、過去には貴協議会所属のまき網船に、操業中の京都府はえなわ漁業者が漁船ごとまかれる事案が発生しており、レーダー、無線機器等に加えてAIS（船舶自動識別装置）を利用すれば、~~簡単・~~確実に航行等の安全に役立ちますので、特に「京都府沿岸域で航行・操業する際はAISを作動させ、事故防止・安全航行に努めること」を引き続き要望いたします。

なお、まき網操業区域内で操業する京都府所属の漁船については、行政、漁業者団体からもAISの搭載、作動について推進していくこととしております。

また、白石礁の操業自粛期間について、平成28年以降、「10月～11月末」から「11月～12月末」へ変更の~~うえ~~上、要望しているところですが、御存知のとおり12月のブリの漁獲は京都府沿岸漁業におきましては非常に重要でありますので、御配慮をお願いいたします。

加えて、~~令和５年度に「舞鶴港などの入港時での低速航行による事故防止」について追加要望いたしました。~~舞鶴湾内では、「丹後とり貝」や、カキ類等の貝類養殖が盛んに行われており、まき網船の入港と養殖業者の洋上作業時間が重複することがあります。普段は静穏な湾内で、大きな船が速度を上げて航行されますと波浪により、養殖業者等が海中に転落する事故、又養殖施設等も破損するおそれもありますので、湾内の航行速度については、特段の御配慮をお願いいたします。

本年も下記の~~平成18年~~決議事項１～~~３~~４に加え、本会の要望事項~~４~~５～８について、御確認いただき、御協力並びに貴協議会会員への周知について、よろしくお願いいたします。

記

【決議事項】

１　大グリ、冠島周辺において３月～４月末まで、１１月～１２月末までは、地元船等に配慮して操業を自粛する。

２　禁止ライン付近では、紛らわしい行動をとらない。

３　地元船が操業中においては、まき網の操業を配慮する。

４　舞鶴港などの入港時には、他の海上作業者等にも配慮して、~~できるだけ~~低速（８ノット以下）で航行し、事故防止に努める。

【要望事項】

~~４~~５　海上運航、操業時の安全確保から、京都府沿岸域で航行・操業する際は、レーダー、無線機器等に加えAIS(船舶自動識別装置)を作動させ、事故防止・安全航行に努める。

~~５　舞鶴港などの入港時には、他の海上作業者等にも配慮して、できるだけ低速（８ノット以下）で航行し、事故防止に努める。~~

６　マダイ資源を保護するため、マダイ産卵親魚の漁獲については、まき網の操業を配慮する。

７　白石礁周辺において１１月から１２月末までは、地元船等に配慮して操業を自粛する。

８　テンバグリ・シモグリ周辺においては、いか釣り等の操業中は操業を配慮する。

（別紙）

大中型まき網漁業との調整を考える会

1　設立趣旨

府沿岸海域において、大中型まき網漁業操業禁止及び火光禁止ライン近辺に所在する天然礁漁場において、まき網船団による区域違反を疑われる操業が頻発し、府による巡視活動のみでは、多数の船団が操業する中、対応にも限りがある。

このため、沿岸漁業者が協力して疑わしい操業を監視、通報し、まき網漁業者団体に対しての交渉を通じて操業秩序の維持を求めていくため、平成 17 年 6 月に結成した。

2　構成団体等

漁協、業種別団体（定置、釣延縄）、市町別漁業者代表、遊漁船業者団体、京都府水産事務所、京都海区漁業調整委員会

3　主な活動

(1) 中部日本海まき網協議会に対する操業自粛等の要請活動
(2) まき網漁船操業の監視、疑わしい操業情報の府への通報
(3) まき網漁業操業の取り締まりについての関係機関への要望活動

4　問題点と今後の課題

禁止ライン付近では紛らわしい行動をとらない、地元漁船が操業中においては、まき網の操業を配慮することは了承されていますが、疑わしい操業については、確認した際に、その都度抗議文を送付する等して一旦は沈静化するものの、しばらくした後には同様の操業が繰り返されるのが現状である。

白石礁周辺において、ブリ漁期の 11 月から 12 月末までは、地元船等に配慮して操業を自粛することについては、了承が得られていないため、引き続き申し入れ等を行う。

まき網業界と沿岸漁業との操業に関する協定等による問題の解決のためには、府内だけでなく、同じ問題を抱える日本海中西部関係県に沿岸漁業者、海区漁調委と幅広く連携して、声を大きくしていく必要がある。

報告事項(2)資料

事　務　局

令和6年度第22期京都海区漁業調整委員会の活動報告について

【内　容】

令和6年度の当委員会の活動について報告いたします。

【添付資料】

報告資料　第22期京都海区漁業調整委員会活動記録
(令和7年3月)

報告資料

第22期京都海区漁業調整委員会活動記録

令和7年3月

京都海区漁業調整委員会

第22期京都海区漁業調整委員会委員名簿

役職名	区　分	氏　名	期　間
会　長	学　識　経　験　者	葭矢（よしや）　護（まもる）	令和3年 4月1日 ～ 令和7年 3月31日
副会長	漁業者・漁業従事者	八木（やぎ）　一弘（かずひろ）	
委　員	〃	津田（つだ）　嘉春（よしはる）	
〃	〃	川﨑（かわさき）　芳彦（よしひこ）	
〃	〃	狩野（かりの）　安徳（やすのり）	
〃	〃	石倉（いしくら）　尚正（なおまさ）	
〃	〃	村岡（むらおか）　繁樹（しげき）	
〃	学　識　経　験　者	益田（ますだ）　玲爾（れいじ）	
〃	〃	池田（いけだ）　香代子（かよこ）	
〃	中　　立	吉本（よしもと）　秀樹（ひでき）	

○ 日本海・九州西広域漁業調整委員会

・川﨑委員が就任（令和7年9月30日まで）

○ 大中型まき網漁業との調整を考える会

・葭矢会長が同会の座長を担う

第22期京都海区漁業調整委員会の活動記録

1　委員会としての活動

(1) 委員会の開催

第○回	年月日	審議事項	報告事項
1	令和3年 5月20日 (出席委員 9名)	①会長及び副会長の選出 ②広域漁業調整委員会委員の選出 ③第21期京都海区漁業調整委員会からの申し送り事項 ④知事許可漁業の許可の有効期間(諮問) (小型機船底びき網漁業(手繰第二種漁業(自家用釣餌料びき網漁業))、(手繰第三種漁業(なまこけた網漁業))	
2	6月15日 (出席委員 9名)	①京都府資源管理方針の一部改正(諮問) ②特定水産資源に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量(諮問) (ずわいがに、さば類、くろまぐろ) ③知事許可漁業の制限措置等(諮問) (小型機船底びき網漁業(手繰第一種漁業)	
3	8月24日 (出席委員 9名)	①知事許可漁業の制限措置等(諮問) (小型機船底びき網漁業(手繰第三種漁業(なまこけた網漁業))、固定式刺網漁業(ひらめ底刺網漁業) ②広域漁業調整委員会委員の選出 ③令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議に提出する議題	①京都府海域における知事許可漁業の許可等に関する取扱方針の変更 ②太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示 ③京都府漁場利用協定

第○回	年月日	審議事項	報告事項
4	令和３年 10月21日 （出席委員 ７名）	①知事許可漁業の制限措置等（諮問） （小型機船底びき網漁業（手繰第二種漁業（自家用釣餌料びき網漁業））、機船船びき網漁業（さより二そうびき機船船びき網漁業）、固定式刺網漁業（はまち底刺網漁業）） ②令和３年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議に提出する要望	①漁業権の行使状況
5	12月13日 （出席委員 ８名）	①特定水産資源に関する令和４管理年度における知事管理漁獲可能量（諮問） 〔さんま、まあじ、まいわし〕 ②特定水産資源に関する令和３管理年度における知事管理漁獲可能量の変更（諮問） 〔くろまぐろ〕	①令和３年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議 ②第39回日本海・九州西広域漁業調整委員会
6	令和４年 １月18日 （出席委員 ９名）	①特定水産資源に関する令和３管理年度における知事管理漁獲可能量の変更（諮問） 〔くろまぐろ〕 ②知事許可漁業の制限措置等（諮問） （小型機船底びき網漁業（手繰第三種漁業（とりがいけた網漁業））、小型いかつり漁業） ③漁業法第32条第２項の規定に基づき京都府知事が行う助言、指導又は勧告に関する指針	①漁業権の資源管理状況等の報告

第○回	年月日	審議事項	報告事項
7	令和4年 2月22日 （出席委員 7名）	①特定水産資源に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量（諮問） 〔くろまぐろ、するめいか〕 ②特定水産資源に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の変更（諮問） 〔くろまぐろ〕 ③知事許可漁業の制限措置等（諮問） 〔ばいがいかごなわ漁業〕	①漁業法第32条第2項の規定により京都府知事が行う助言、指導又は勧告に関する運用指針 ②令和3年度の活動報告 ③令和4年度の活動予定
8	6月17日 （出席委員 9名）	①特定水産資源に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量（諮問） ②特定水産資源（くろまぐろ）に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量（諮問） ③知事許可漁業の制限措置等（諮問） 〔小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業）〕	①令和3年漁期「資源管理の状況等の報告」 ②第15次漁場計画 ③全国海区漁業調整委員会連合会通常総会 ④大中型まき網漁業との調整 ⑤太平洋クロマグロ遊漁に関する委員会指示
9	8月29日 （出席委員 9名）	①知事許可漁業の制限措置等（諮問） 〔小型機船底びき網漁業（手繰第三種漁業（なまこけた網漁業））〕 ②知事許可漁業の制限措置等（諮問） 〔固定式刺網漁業（ひらめ底刺網漁業）〕 ③令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議に提出する議題	①第15次漁場計画 ②京都府海域における知事許可漁業の許可等に関する取扱方針の改正 ③全国海区漁業調整委員会連合会通常総会（第58回）の結果 ④太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示

第○回	年月日	審議事項	報告事項
10	令和４年 10月25日 （出席委員 ８名）	①知事許可漁業の制限措置等（諮問） （小型機船底びき網漁業（手繰第二種漁業（自家用釣餌料びき網漁業）））	①京都府栽培漁業基本計画（第８次）案 ②令和４年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議 ③大中型まき網漁業との調整
11	12月13日 （出席委員 ７名）	①第８次京都府栽培漁業基本計画（諮問） ②特定水産資源に関する令和５管理年度における知事管理漁獲可能量（諮問） 〔さんま、まあじ、まいわし〕 ③特定水産資源に関する令和４管理年度における知事管理漁獲可能量の変更（諮問） 〔くろまぐろ〕 ④知事許可漁業の制限措置等（諮問） （機船船びき網漁業（さより二そうびき機船船びき網漁業）） ⑤知事許可漁業の制限措置等（諮問） （固定式刺網漁業（はまち底刺網漁業））	①第41回日本海・九州西広域漁業調整委員会 ②第15次漁場計画策定に向けた作業状況 ③海洋調査船の代船建造
12	令和５年 １月24日 （出席委員 ９名）	①知事許可漁業の制限措置等（諮問） 〔いさざ落し網漁業〕	①第15次漁場計画の素案
13	２月20日 （出席委員 ８名）	①特定水産資源に関する令和４管理年度における知事管理漁獲可能量の変更（諮問）〔くろまぐろ〕 ②　　〃 ③知事許可漁業の制限措置等（諮問）	

第○回	年月日	審議事項	報告事項
13	令和５年 ２月20日	〔小型機船底びき網漁業（手繰第三種漁業（とりがいけた網漁業））〕 ④知事許可漁業の制限措置等（諮問） 〔小型いかつり漁業〕	
14	３月20日 〔出席委員 ８名〕	①京都府資源管理方針の変更（諮問） ②特定水産資源に関する令和５管理年度における知事管理漁獲可能量（諮問） 〔くろまぐろ、するめいか〕 ③知事許可漁業の制限措置等（諮問） 〔ばいがいかごなわ漁業〕 ④個人情報の保護に関する法律施行規程の制定 ⑤京都府情報公開条例施行規程の一部改正	①特定水産資源に関する令和４管理年度における知事管理漁獲可能量の変更（くろまぐろ） ②第42回日本海・九州西広域漁業調整委員会 ③大中型まき網漁業との調整 ④令和４年度第22期京都海区漁業調整委員会の活動報告 ⑤令和５年度第22期京都海区漁業調整委員会の予定
15	６月28日 〔出席委員 ８名〕	①特定水産資源に関する令和５管理年度における知事管理漁獲可能量（諮問） 〔ずわいがに、さば類〕 ②知事許可漁業の制限措置等（諮問） 〔小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業）〕	①京都府海域における知事許可漁業の許可等に関する取扱方針の改正 ②全国海区漁業調整委員会連合会通常総会 ③大中型まき網漁業との調整
16	７月21日 〔出席委員 ８名〕	①特定水産資源（くろまぐろ）に関する令和５管理年度における知事管理漁獲可能量（諮問） ②京都府海面における第１５次漁場計画の作成（諮問） ③公聴会の開催日程	①令和４年漁期「資源管理の状況等の報告」

第回	年月日	審議事項	報告事項
17	令和５年 ８月３日 （出席委員 ７名）	①京都府海面における第１５次漁場計画の作成 （諮問） ②知事許可漁業の制限措置等 （諮問） （手繰第二種漁業（自家用釣餌料びき網漁業）小型機船底びき網漁業（手繰第三種漁業（なまこけた網漁業））、固定式刺網漁業（ひらめ底刺網漁業）） ③令和５年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議に提出する要望議題	
18	11月29日 （出席委員 ８名）	①京都府海面における第１５次漁場計画に係る漁業権の免許（諮問） ②京都府資源管理方針の変更 （諮問） ③特定水産資源に関する令和６管理年度における知事管理漁獲可能量（諮問） 〔さんま、まあじ、まいわし〕 ④特定水産資源（くろまぐろ）に関する令和５管理年度における知事管理漁獲可能量 （諮問） ⑤知事許可漁業の制限措置等 （諮問） （固定式刺網漁業（はまち底刺網漁業）） ⑥個人情報保護制度に係る補助執行	①京都海区漁業調整委員会において保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針 ②令和５年度全国海区漁業調整委員会連合会要望活動結果

第○回	年月日	審議事項	報告事項
19	令和5年 12月19日 （出席委員 6名）	①機船船びき網漁業（さより二そうびき機船船びき網漁業）の制限措置等（諮問） ②いさざ落し網漁業の制限措置等（諮問）	①令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議 ②大中型まき網漁業との調整
20	令和6年 1月18日 （出席委員 6名）	①特定水産資源（くろまぐろ）に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量（諮問） 特定水産資源に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更の取り扱い（諮問） ②京都府資源管理方針の変更（諮問）	①京都海区漁業調整委員会指示第67号及び68号
21	2月13日 （出席委員 7名）	①小型機船底びき網漁業の制限措置等（諮問） ②小型いかつり漁業の制限措置等（諮問） ③京都海区漁業調整委員会指示第67号及び68号	
22	3月12日 （出席委員 9名）	①京都海区漁業調整委員会指示 ②特定水産資源に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量（諮問） 〔くろまぐろ〕 ③かごなわ漁業の制限措置等（諮問）	①第43回日本海・九州西広域漁業調整委員会 ②大中型まき網漁業との調整 ③令和5年度第22期京都海区漁業調整委員会の活動報告 ④令和6年度第22期京都海区漁業調整委員会の予定
23	6月17日 （出席委員 9名）	①特定水産資源に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量（諮問） 〔ずわいがに、さば類〕	①令和5年度のくろまぐろの融通及び漁獲結果 ②令和5年漁期の「資源管理の状況等の報告」

第○回	年月日	審議事項	報告事項
23	令和6年 6月17日	②小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業）の制限措置等（諮問）	③全国海区漁業調整委員会連合会通常総会 ④水産資源管理の推進の進捗状況
24	7月25日 （出席委員 6名）	①特定水産資源（くろまぐろ）に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量（諮問）	①漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部改正 ②大中型まき網漁業との調整 ③最近のくろまぐろ遊漁への対応状況
25	8月22日 （出席委員 7名）	①特定水産資源（くろまぐろ）に係る資源管理方針の変更（諮問） 特定水産資源（くろまぐろ）に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問） ②知事許可漁業の制限措置等（諮問） （小型機船底びき網漁業（手繰第二種漁業（自家用釣餌料びき網漁業））、小型機船底びき網漁業（手繰第三種漁業（なまこけた網漁業））、固定式刺網漁業（ひらめ底刺網漁業）） ③令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議に提出する要望議題	①大中型まき網漁船の舞鶴漁港への入港状況について ②京都府漁場利用協定 ③令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会要望活動結果
26	11月29日 （出席委員 8名）	①特定水産資源に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量（諮問） （さんま、まあじ、まいわし） ②固定式刺網漁業（はまち底刺網漁業）の制限措置等	①令和7管理年度の太平洋くろまぐろ漁獲数量管理 ②令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議

第○回	年月日	審議事項	報告事項
26	令和6年 11月29日	③個人情報の保護に関する法律施行規程の一部改正	③大中型まき網漁業との調整 ④最近の府沖合での大中型まき網漁船の動向と対応
27	12月20日 （出席委員 6名）	①京都府漁業調整規則の一部改正 ②機船船びき網漁業（さより二そうびき機船船びき網漁業）の制限措置等（諮問） ③いさざ落し網漁業の制限措置等（諮問）	①第44回日本海・九州西広域漁業調整委員会 ②沿岸くろまぐろ漁業の広域漁業調整委員会承認の更新
28	令和7年 1月24日 （出席委員 7名）	①特定水産資源に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の変更の取扱い（諮問）	①京都海区漁業調整委員会指示の周知活動
29	2月28日 （出席委員 6名）	①小型いかつり漁業の制限措置等（諮問） ②小型機船底びき網漁業（手繰第三種漁業（とりがいけた網漁業））の制限措置等（諮問） ③第23期京都海区漁業調整委員会への申し送り事項（協議）	①令和7管理年度の太平洋くろまぐろ漁獲数量管理 ②第45回日本海・九州西広域漁業調整委員会 ③くろまぐろ遊漁採捕に係る広域漁業調整委員会指示
30	3月17日 （出席委員 ○名）	①京都府資源管理方針の変更（諮問） ②特定水産資源（ぶり）の漁獲可能量（諮問） ③特定水産資源に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量（諮問） 〔くろまぐろ〕	①大中型まき網漁業との調整 ②令和6年第22期京都海区漁業調整委員会の活動報告

第回	年月日	審議事項	報告事項
30	令和7年 3月17日	④特定水産資源(くろまぐろ(小型魚))に関する令和6管理年度における留保の解除 ⑤ばいがいかごなわ漁業の許可に係る制限措置等(諮問) ⑥第23期京都海区漁業調整委員会への申し送り事項	

(2) 諮問に対する答申

諮問		委員会	答申	
年月日 (受付年月日)	内容		年月日	内容
令和3年 5月11日 (〃)	知事許可漁業の許可の有効期間 ・手繰第二種漁業(自家用釣餌料びき網漁業) ・手繰第三種漁業(なまこけた網漁業)	第一回	令和3年 5月24日	原案に異議がない旨を答申
6月10日 (6月11日)	京都府資源管理方針の一部改正	第二回	6月16日	
	特定水産資源に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量(ずわいがに、さば類)			
	〃 (くろまぐろ)			
6月11日 (〃)	知事許可漁業の制限措置等 ・手繰第一種漁業(機船底びき網漁業)			
8月19日 (〃)	知事許可漁業の制限措置等 ・手繰第三種漁業(なまこけた網漁業)	第三回	8月26日	
8月20日 (〃)	〃 ・固定式刺網漁業(ひらめ底刺網漁業)			
10月11日 (〃)	知事許可漁業の制限措置等 ・手繰第二種漁業(自家用釣餌料びき網漁業) ・さより二そうびき機船船びき網漁業 ・固定式刺網漁業(はまち底刺網漁業)	第四回	10月25日	
12月8日 (〃)	特定水産資源に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量 (さんま、まあじ、まいわし)	第五回	12月14日	
	特定水産資源に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の変更(くろまぐろ)			
令和4年 1月7日 (1月11日)	特定水産資源に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の変更(くろまぐろ)	第六回	令和4年 1月19日	
1月11日 (〃)	知事許可漁業の制限措置等 ・手繰第三種漁業(とりがいけた網漁業) ・小型いかつり漁業			
2月18日 (2月21日) 〃	特定水産資源に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量 (くろまぐろ、するめいか)	第七回	2月22日	
	特定水産資源に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の変更(くろまぐろ)			
2月15日 (〃)	知事許可漁業の制限措置等 ・ばいがいかごなわ漁業			

諮問		委員会	答申	
年月日 (受付年月日)	内容		年月日	内容
令和4年 6月3日 (6月6日)	特定水産資源に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量(さば類、ずわいがに)	第八回	令和4年 6月20日	原案に異議がない旨を答申
6月8日 (6月13日)	〃 (くろまぐろ)			
6月13日 (〃)	知事許可漁業の制限措置等 ・手繰第一種漁業(機船底びき網漁業)			
8月8日 (8月9日)	知事許可漁業の制限措置等 ・手繰第三種漁業(なまこけた網漁業) ・固定式刺網漁業(ひらめ底刺網漁業)	第九回	8月29日	
10月13日 (〃)	知事許可漁業の制限措置等 ・手繰第二種漁業(自家用釣餌料びき網漁業)	第十回	10月25日	
12月12日 (〃)	第8次京都府栽培漁業基本計画	第十一回	12月13日	
12月7日 (12月8日)	特定水産資源に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量 (さんま、まあじ、まいわし)			
	特定水産資源に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更(くろまぐろ)			
11月29日 (〃)	知事許可漁業の制限措置等 ・さより二そうびき機船船びき網漁業			
	〃 ・固定式刺網漁業(はまち底刺網漁業)			
令和5年 1月6日 (1月10日)	知事許可漁業の制限措置等 ・いさざ落し網漁業	第十二回	令和5年 1月24日	
2月17日 (〃)	特定水産資源に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更(くろまぐろ)	第十三回	2月20日	
	〃			
2月14日 (〃)	知事許可漁業の制限措置等 ・手繰第三種漁業(とりがいけた網漁業)			
	知事許可漁業の制限措置等 ・小型いかつり漁業			
3月14日 (3月16日)	京都府資源管理方針の変更	第十四回	3月20日	
	特定水産資源に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量 (くろまぐろ、するめいか)			
3月8日 (〃)	知事許可漁業の制限措置等 ・ばいがいかごなわ漁業			

諮問		委員会	答申	
年月日 (受付年月日)	内容		年月日	内容
令和5年 6月23日 (〃)	特定水産資源に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量(ずわいがに、さば類)	第十五回	令和5年 6月28日	原案に異議がない旨を答申
	知事許可漁業の制限措置等 ・手繰第一種漁業(機船底びき網漁業)			
7月20日 (〃)	特定水産資源(くろまぐろ)に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量	第十六回	7月21日	
7月19日 (〃)	京都府海面における第15次漁場計画の作成	第十七回	8月3日	
7月26日 (〃)	知事許可漁業の制限措置等 ・手繰第二種漁業(自家用釣餌料びき網漁業) ・手繰第三種漁業(なまこけた網漁業) ・固定式刺網漁業(ひらめ底刺網漁業)		8月9日	
11月27日 (〃)	京都府海面における第15次漁場計画に係る漁業権の免許	第十八回	11月29日	
	京都府資源管理方針の変更 (かたくちいわし、うるめいわし追加)			
	特定水産資源に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量 (さんま、まあじ、いわし類)			
11月22日 (〃)	特定水産資源(くろまぐろ)に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量			
11月16日 (〃)	知事許可漁業の制限措置等 ・固定式刺網漁業(はまち底刺網漁業)			
12月18日 (〃)	機船底びき網漁業(さより二そうびき機船船びき網漁業)の制限措置等 いさざ落し網漁業の制限措置等	第十九回	12月25日	
令和6年 1月17日 (〃)	特定水産資源(くろまぐろ)に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量 特定水産資源に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更の取扱い	第二十回	令和6年 1月18日	
	京都府資源管理方針の変更 (まだい、ひらめ、あかあまだい、あかがれいの追加)			

諮問		委員会	答申	
年月日 (受付年月日)	内容		年月日	内容
令和6年 2月5日 (2月6日)	小型機船底びき網漁業の制限措置等 ・手繰第三種漁業(とりがいけた網漁業)	第二十一回	令和6年 2月21日	原案に異議がない旨を答申
2月6日 (2月6日)	小型いかつり漁業の制限措置等			
3月12日 (3月12日)	特定水産資源に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量　(くろまぐろ)	第二十二回	令和6年 3月13日	
3月7日 (3月7日)	かごなわ漁業の制限措置等 ・ばいがいかごなわ漁業			
令和6年 6月14日 (〃)	特定水産資源に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量 (ずわいがに、さば類)	第二十三回	令和6年 6月17日	原案に異議がない旨を答申
6月4日 (〃)	知事許可漁業の制限措置等 ・手繰第一種漁業(小型機船底びき網漁業)			
7月18日 (7月19日)	特定水産資源(くろまぐろ)に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量	第二十四回	7月25日	
8月21日 (8月21日)	特定水産資源(くろまぐろ)に係る資源管理方針の変更 特定水産資源(くろまぐろ)に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量	第二十五回	9月4日	
8月20日 (〃)	知事許可漁業の制限措置等 ・手繰第二種漁業(自家用釣餌料びき網漁業) ・手繰第三種漁業(なまこけた網漁業) ・固定式刺網漁業(ひらめ底刺網漁業)		8月28日	

諮問		委員会	答申	
年月日 (受付年月日)	内容		年月日	内容
令和6年 11月22日 (11月25日)	特定水産資源に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量 （さんま、まあじ、いわし類）	第二十六回	令和6年 12月2日	原案に異議がない旨を答申
11月13日 (11月15日)	固定式刺網漁業（はまち底刺網漁業）の制限措置等			
12月18日 （〃）	京都府漁業調整規則の一部改正	第二十七回	12月24日	
12月10日 （〃）	機船船びき網漁業（さより二そうびき機船船びき網漁業）の制限措置等			
	いさざ落し網漁業の制限措置等			
令和7年 1月21日 (1月23日)	特定水産資源に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の変更の取扱い （くろまぐろ）	第二十八回	令和7年 2月4日	
2月14日 （〃）	小型いかつり漁業の制限措置等	第二十九回	3月6日	
	小型機船底びき網漁業（手繰第三種漁業（とりがいけた網漁業））の制限措置等			
3月14日 （〃）	京都府資源管理方針の変更	第三十回	○月○日 （3月17日以降）	
	特定水産資源（ぶり）の漁獲可能量			
	特定水産資源に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量（くろまぐろ、するめいか）			
	特定水産資源（くろまぐろ（小型魚））に関する令和6管理年度における留保の解除			
3月5日 (3月6日)	ばいがいかごなわ漁業の許可に係る制限措置等			

(3) 委員会指示の発動

年月日	委員会指示の内容
令和6年 3月29日	京都海区漁業調整委員会指示第69号及び第70号の発動

○火光利用釣漁法の制限（委員会指示第69号）

有効期間：令和6年3月29日から令和9年3月31日まで

○油餌釣漁法・はえなわ漁業の制限（委員会指示第70号）

有効期間：令和6年3月29日から令和9年3月31日まで

(4) 委員協議会の開催

年月日	内容

(5) 公聴会の開催

年月日	事項
令和5年 8月3日	第15次漁場計画の作成について、漁業関係者2名から意見公述。

2　全国海区漁業調整委員会連合会関連

(1) 総　会

年月日	会議名等	開催方式	開催場所	出席委員
令和4年 6月20日	第58回 通常総会	書面開催		
令和5年 5月26日	第59回 通常総会	通常開催	東京都港区 ベイサイドホテル アジュール竹芝	葭矢会長
令和6年 5月17日	第60回 通常総会	通常開催	東京都港区 ベイサイドホテル アジュール竹芝	葭矢会長

(2) 日本海ブロック会議

年月日	回数 幹事	開催方式	開催場所	出席委員
令和4年 10月18日	第50回 石川海区	通常開催	石川県金沢市 KKR ホテル金沢	葭矢会長
令和5年 10月12,13日	第51回 山口日本海海区	通常開催	山口県下関市 シーモールパレス	葭矢会長
令和6年 11月12,13日	第52回 青森県西部海区	通常開催	青森県青森市 アップルパレス青森	漁調委 次長出席

3　広域漁業調整委員会 ※川﨑委員が委員

(1) 日本海・九州西広域漁業調整委員会

年月日	回数	開催方式	開催場所	出席委員
令和4年 12月1日	第41回	WEB開催	水産庁 ※水産事務所からWEB参加	川﨑委員
令和5年 3月14日	第42回	対面・WEB 併用開催	東京都中央区 AP日本橋	
令和6年 2月22日	第43回	〃	東京都千代田区 TKP新橋 ※水産事務所からWEB参加	
令和6年 11月26日	第44回	〃	東京都千代田区AP市ヶ谷 ※水産事務所からWEB参加	
令和7年 2月25日	第45回	〃	東京都港区AP浜松町 ※水産事務所からWEB参加	

(2) 日本海・九州西広域漁業調整委員会日本海西部会

年月日	回数	開催方式	開催場所	出席委員
令和4年 11月30日	第31回	WEB開催	水産庁 ※水産事務所からWEB参加	川﨑委員
令和6年 2月22日	第32回	対面・WEB 併用開催	東京都千代田区 TKP新橋 ※水産事務所からWEB参加	
令和6年 11月25日	第33回	対面・WEB 併用開催	東京都千代田区AP市ヶ谷 ※水産事務所からWEB参加	

4　漁業調整の活動に対する支援

(1) 大中型まき網漁業との調整について

ア 大中型まき網漁業との調整を考える会幹事会

年月日	回数	開催場所	出席委員
令和6年 10月31日	第35回	京都府水産事務所	葭矢会長
令和7年 3月5日	第36回	京都府水産事務所	

イ 中部日本海まき網漁業協議会船主部会

年月日	会議名等	開催場所	出席委員
令和5年 6月14、15日	令和5年度第1回	石川県金沢市 ＡＮＡクラウンプラザホテル金沢	葭矢会長
令和6年 6月11、12日	令和6年度第1回	石川県金沢市 ＡＮＡクラウンプラザホテル金沢	

ウ その他

年月日	会議名等	開催場所	出席委員
令和5年 2月10日	まき網漁業関係者との調整	京都府漁業協同組合本所	葭矢会長

(2) 漁業と遊漁との調整について

年月日	会議名等	開催場所	出席委員
令和6年 7月1日	京都府漁場利用協定全体地区協議会	京都府水産事務所	葭矢会長
令和6年 7月11日	京都府漁場利用協定締結団体代表者会議	京都府水産会館	(漁調委局長出席)

5　その他

年月日	会議名等	開催場所	出席委員
令和4年 11月12、13日	全国豊かな海づくり大会 (兵庫大会)	兵庫県明石市 明石市立市民会館	葭矢会長
令和5年 9月16、17日	全国豊かな海づくり大会 (北海道大会)	北海道厚岸郡厚岸町 厚岸漁港及び特設会場	
令和6年 6月19日	漁業調整に係る水産課との打ち合わせ	京都市南区 京都デルサ	
〃 11月9,10日	全国豊かな海づくり大会 (大分大会)	大分県大分市 iichiko総合文化センター	